

# III 地域福祉活動計画

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の目的

---

地域福祉活動計画は、民間（住民、当事者や市社会福祉協議会、福祉事業所など）の立場から、具体的な地域福祉の推進を計画的に進めるための計画です。子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに向けて、地域住民、社会福祉を目的とする事業者・団体、民間企業、行政機関など、地域社会を構成するすべての人や組織が連携・協働し取り組みを進めるためのものです。

## 2. 計画の位置づけ

---

### ◎ 社会福祉法第109条の規定に基づく民間の活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく市町村社会福祉協議会が中心となった民間の活動計画です。

### ◎ 「地域福祉活動計画」と「学区における地域福祉の課題と方向性」

地域福祉活動計画の策定に先立ち、小学校区（10学区・地区）において、身近な生活課題、福祉課題を話し合い、「むこう5年間でどのような福祉のまちづくりを推進していくのか」について、住民の視点から「学区における地域福祉の課題と方向性」としてまとめました。

地域福祉活動計画は「学区における地域福祉の課題と方向性」をもとに、当事者、福祉事業所、行政等で構成する「地域福祉推進委員会」において協議を行い、地域福祉の推進を示した行動計画です。

今後、市社会福祉協議会は、各学区の取り組みについて、地区担当が直接地域に出向き啓発や働きかけを行うとともに、情報提供や話し合う場づくりなどの後方支援を行います。

## 3. 計画策定の体制

---

学区の協議内容と地域福祉推進委員会（作業部会）における協議によりとりまとめを行い、近江八幡市地域福祉計画策定委員会に諮りました。

※令和3年度は地域福祉推進委員会を地域福祉活動計画策定の作業部会に位置づけました。

## 4. 計画の推進体制と進捗管理

---

- ・地域福祉活動計画を着実に推進していくため、学区の福祉推進組織や分野別のボランティア、専門職、企業、行政などから構成される市域の協議体「地域福祉推進委員会」において、計画の進捗管理・評価を行います。
- ・学区（地区）ごとの「地域福祉の課題と方向性」は、各学区社協を中心に組織されている「見守り支えあい推進委員会」において、取り組みの具体化や進行管理・評価を行います。
- ・地域福祉推進のための市社会福祉協議会の役割を明確にし、将来の事業展開、運営の指針を示す「近江八幡市社会福祉協議会発展強化計画」（令和4年度に策定予定）とも整合性を図りながら、地域福祉活動計画の推進に努めます。
- ・市社会福祉協議会における地域福祉活動の数値目標や達成度を見える化するため、向こう3年間の地域福祉活動の推進に向けた行動計画として「3か年アクションプラン」（令和4年4月～令和7年3月）を策定します。また、令和7年4月以降については、「（第2次）2か年アクションプラン」（令和7年4月～令和9年3月）を策定します。

## 5. 第2次地域福祉活動計画の到達点と第3次地域福祉活動計画への反映

### ◎ 第2次地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）

#### 【地域福祉活動宣言】

私たちは、地域で見守り、見守られることが実感できるつながりのあるまち近江八幡をめざします

#### 【活動目標】

- ①排除と孤立をほっとかない思いやりの育つまち
- ②共感し、共有し合える居場所づくり
- ③見守りと支えあいのつながりのあるまちづくり

#### 【計画のポイント】

- ①計画の主語は「私たち」地域住民であること
- ②身近な地域で見守り支えあ関係をつくること
- ③無理をせず、楽しく地域活動を始めるきっかけをつくること
- ④すべての方が参加しやすい雰囲気づくり、排除のないまちづくりをめざすこと

### ◎ 計画の推進

#### 【アクションプランの策定】

複雑多様化する社会福祉を取り巻く情勢の中で、国から福祉分野における法改正や新たな政策が頻りに示される傾向にあります。第2次地域福祉活動計画は令和3年度までの5か年計画であることから、中期的な2年～3年のスパンで市社会福祉協議会が取り組むべき地域福祉推進の数値目標を設定し、評価する指標として「3か年アクションプラン」（平成29年10月～令和2年9月）、そして、「1.5か年アクションプラン」（令和2年10月～令和4年3月）を策定し、取り組みました。

また、学区における福祉課題の共有と方向性を協議する「見守り支えあい推進委員会」や、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員等、地域福祉推進の担い手で構成する「見守り支えあい推進会議」においても、繰り返し地域の福祉課題を共有し、めざす方向を一緒に確認しました。

#### 【見守り支えあい推進組織（自治会単位、学区単位）の数値目標】

目標（達成数値）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自治会単位見守り支えあい推進組織	20 (20)	30 (30)	40 (40)	55 (55)	70/169 (65)	85/169 (72)
学区単位の居場所	3 (3)	6 (7)	9 (8)	10 (9)	10/10 (9)	10/10 (9)
学区たすけあいサポートセンター（学区単位の生活支援活動）	0 (0)	4 (0)	7 (1)	10 (2)	10/10 (3)	10/10 (3)

※自治会単位の見守り支えあい推進組織は、第2次地域福祉活動計画最終年の令和3年に自治会の約半数である85地区での取り組みをめざすこととしました

※（）内は実績値

## 【アクションプランの中核：「近江八幡見守り支えあいネットワーク」】

自治会における見守り支えあいの体制づくりとともに、自治会単位では解決が困難な課題を学区単位で共有し、解決に向けての取り組みを進める「近江八幡見守り支えあいネットワーク」の構築を進めました。また、「近江八幡見守り支えあいネットワーク」をわかりやすく図式化し、地域や行政、関係団体、企業や福祉事業所等と共有しました。

(P48 近江八幡見守り支えあいネットワークイメージ図参照)

## 【アクションプランの推進】

「3か年アクションプラン」の推進に向け、平成29年11月から12月に中学校区ごとに「わがまちのお助け隊をつくろう座談会」を開催し、小学校区ごとに地域福祉の課題の共有と、私たちにどんなことができるのかを地域住民、各種団体、福祉専門職と一緒に考えました。

この座談会で今まで出会ったことのない人たちが結び付き、学区域の生活支援グループの立ち上げ等のきっかけになりました。

### ◆ わがまちのお助け隊をつくろう座談会 (平成29年11月～12月中学校区ごとに開催)

10年先、20年先の将来を見据えて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、どんなことができるか、福祉活動に取り組んでいる住民と話し合うため、市内全学区で座談会を開催しました。座談会の開催から、約5年が経過し、地域住民とNPOや福祉専門職などが出会い、今後の取り組みに向けて自由に話し合える場づくりが必要です。

### ◆ 見守り支えあい推進に向けた話し合いの場づくり

**6か所/10か所 (平成28年) ⇒ 10か所/10か所 (令和3年)**

すべての学区において、学区内の課題の共有や解決に向けての取り組みの検討を行う話し合いの場づくりに取り組みました。

今後は、地域住民だけでなく、福祉の専門職や関係機関、事業所、企業等との協働に向けた話し合いの場づくりができるよう、働きかけが必要です。

### ◆ 自治会単位の見守り支えあい推進組織

**20か所/169か所 (平成28年) ⇒ 72か所/169か所 (令和3年)**

多くの自治会が見守り支えあいの体制づくりに取り組みました。体制はできていても、気になる人の把握や、困りごとの解決に向けた話し合いができていないところもあり、困っている人に気づき支援につなげるためにも、継続的な関わりが必要です。

### ◆ 学区単位の居場所 (ふれあいカフェ等)

**3か所/10か所 (平成28年) ⇒ 9か所/10か所 (令和3年)**

誰もが気軽に参加できる広域の居場所づくりとして、9学区で取り組まれるようになりました。居場所を通して、地域住民の困りごとを把握し、困っている人を支援機関につなぐ連携ができるよう働きかけるとともに、社会参加の居場所として、ふれあいカフェ等が地域の拠点になるよう働きかけが必要です。

## ◆ 学区たすけあいサポートセンター（学区単位的生活支援活動）

**0か所/10か所（平成28年）⇒3か所/10か所（令和3年）**

困ったときに「助けて」と言える支えあいの仕組みづくりとして、3学区で生活支援グループが発足しました。

住民主体の取り組みとして、困りごとを受け止め、必要に応じて送迎や買い物などの困りごとを解決したり、公的なサービスや相談機関、自治会の見守り支えあい活動につなぐ取り組みが展開されています。活動継続のサポートや個別の困りごとが多い学区での取り組みに向けての話し合いの場づくり、新規立ち上げ等の支援が必要です。

### ◎ 総 括

第2次地域福祉活動計画を推進する中で、福祉課題を地域で共有し、解決するためにはどうしたらいいのかを協議してきました。協議を継続的に進める中で、「見守り支えあい」の言葉が地域の中に浸透し、困りごとのある人を放っておかない風土づくりや、「お互いさま」で支えあう意識が広がっています。「自分たちにできることから始めよう」と、見守り支えあいを具体的に推進するグループが生まれ、住民主体で課題解決する仕組みづくりやコーディネートの手法も確立されつつあります。

これからも、中核となる「近江八幡見守り支えあいネットワーク」を地域と共有し、隣近所、自治会単位、小学校区単位、市域などそれぞれの役割を確認しながらさらに発展強化していく必要があります。

また、誰もが安心して暮らせる包摂的な福祉のまちづくりに向けて地域住民、専門職、行政、各種団体、その他あらゆる人たちが関わっていくことが、子どもたちに希望を持って暮らせる地域を受け継ぐこととなります。地域と目標を共有し、その達成に向けて、活動の数値目標を定めながら、引き続き取り組む必要があります。

## 第2章 計画の基本理念等

### 1. 基本理念

---

「近江八幡市地域福祉活動」の基本理念は、

**「お互いさま」の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡** とします。

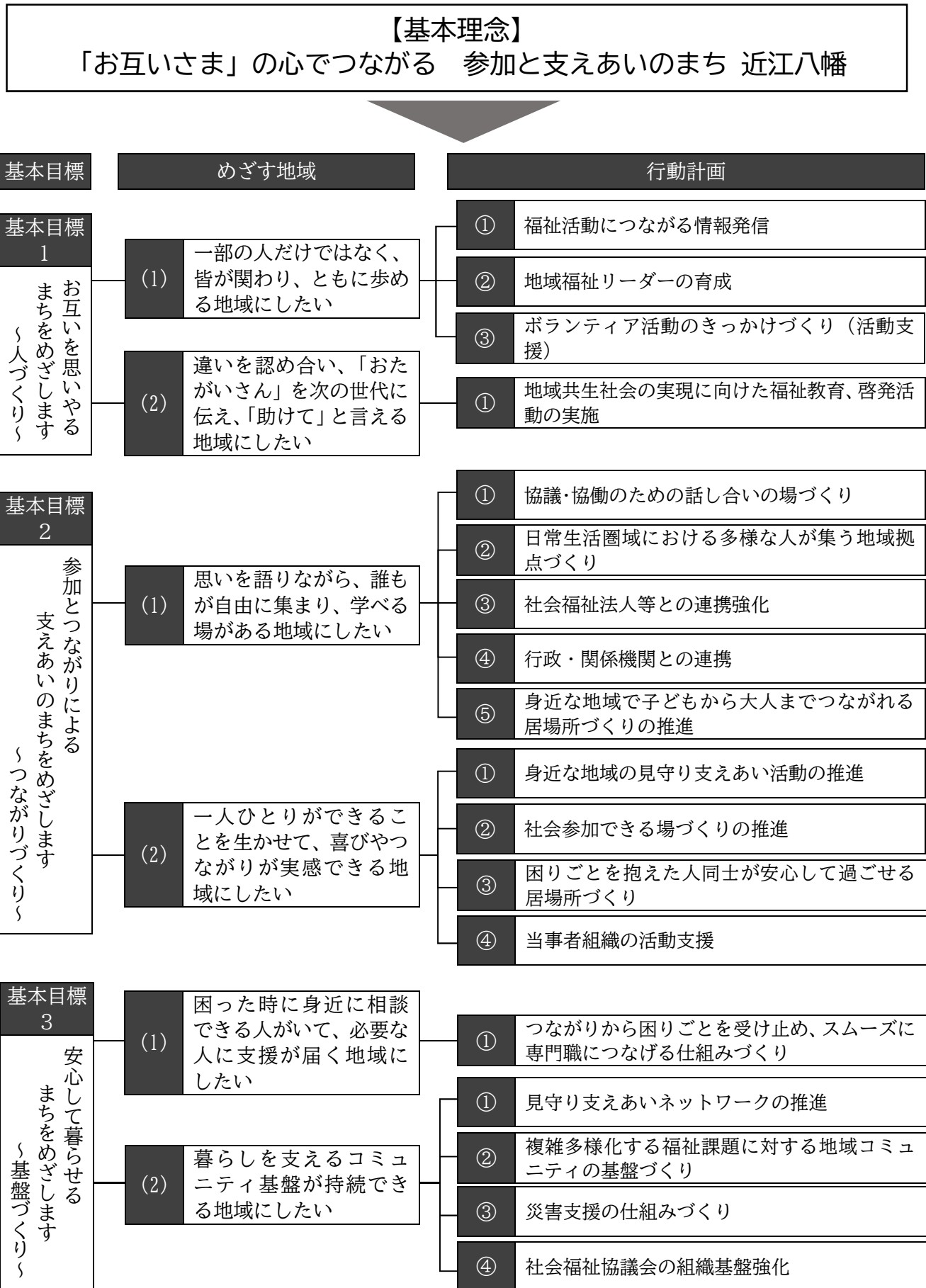
### 2. 基本目標等

---

基本理念である『お互いさま』の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡」の実現に向け、近江八幡市が策定する地域福祉計画と同じ3つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

また、3つの基本目標ごとにめざす地域の姿を描き、その姿の実現に向けて行動計画を定め、取り組みを進めます。

### 3. 地域福祉活動計画 体系図





さらに、基本理念の実現のために、4つの基本視点を意識して、計画に基づく各般の取り組みを進めます。

## 4つの基本視点

### ①語り合おう

地域福祉を進めるために、まずは身近な人を思い、地域への関心や愛着を持つことが何よりも大切です。

一人の問題を皆の問題として考え、どんな福祉のまちづくりが大事なのかを皆で語り合い、いろいろな考えを受け止めながら、ビジョンを共有していきます。

めざす地域  
基本目標2-(1)



### ②つながろう

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に様々な制約ができ、人と人とのつながりが途絶えがちで孤独を抱える人が増えています。また、多くの人は困りごとを抱えてもSOSが出しにくいものです。

このような局面だからこそ、身近な地域でお互いを気にかけて、声をかけ、つながりが実感できる交流や連携の場を広げていきます。

めざす地域  
基本目標1-(1)  
基本目標1-(2)



### ③支えあおう

隣近所など顔の見える範囲を基本に、見守り支えあい活動を推進し、災害時などのいざという時も助け合える地域づくりを進めます。

また、いきなり公的機関に困りごとを相談しづらいという声も聞かれます。身近な地域に相談を受け止めてくれる人がいて、必要に応じて民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政に相談がつながっていく仕組みをつくっていきます。

めざす地域  
基本目標2-(1)  
基本目標3-(1)



### ④ともに暮らそう

すべての人が、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく自分らしく生活し続けられる地域、生きづらさのない社会をめざします。

また、少子高齢化が進み、従来の地域福祉を支えてきたコミュニティの基盤の営みが難しくなっています。暮らしを支えるコミュニティが次世代にわたって持続できるまちづくりに向かって協議をすすめ、取り組んでいきます。

めざす地域  
基本目標2-(2)  
基本目標3-(2)



## 第3章 めざす地域と行動計画

### 基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～

#### (1) 一部の人だけではなく、皆が関わり、ともに歩める地域にしたい

##### -現状と課題-

本市においても、今後少子高齢化・人口減少は急速に進展していくと考えられます。誰もが福祉に関心を持ち、「ここに住んで良かった」と思える福祉のまちづくりを進めていけるよう、一人ひとりができることで、少しずつ力を出しあっていくことが大事です。

また、地域住民だけではなくその地域の企業や医療機関、社会福祉法人、行政等がともに協議や事業に参画し、一緒に何ができるのかを考えていくことで、市全体の福祉力が高まるよう情報発信やきっかけづくりに取り組む必要があります。

##### -行動計画-

#### ①福祉活動につながる情報発信

新たな活動に取り組むきっかけにつながるよう、住民主体の地域福祉活動の様子を見える化し、楽しさや必要性を情報発信します。

- 1) 広報紙の発行・声の広報発行
- 2) 地域福祉活動啓発リポーターによる地域福祉活動の発信
- 3) ホームページやSNS等を活用した情報発信の充実
- 4) 社会福祉大会の開催

#### ②地域福祉リーダーの育成

地域福祉活動の裾野を広げるために、関係機関と協働して地域福祉活動のリーダー層の育成や情報共有の場づくりを行います。

- 1) 地域福祉リーダーの養成
- 2) 地域福祉活動者・ボランティアリーダーの活動支援
- 3) 生活支援グループ交流会の開催
- 4) 子ども食堂連絡会の開催
- 5) 福祉協力員への活動支援

#### ③ボランティア活動のきっかけづくり（活動支援）

「私にできることで、地域のために何かしたい」という思いがボランティア活動への参加につながるよう、ボランティアセンター運営を行います。自分のできる時間を使って、「これならできると感じられる活動を提案し、ボランティア活動のはじめの一步を応援します。

- 1) ボランティアセンターの在り方や運営に関する協議の場づくり
- 2) 活動に関する活動・相談・組織化・コーディネート・情報提供等の支援
- 3) 活動者同士の知識や経験の交流の場づくり
- 4) 活動や社会参加のきっかけとなる学びの場づくり（ボランティア講座）

## (2) 違いを認め合い、「おたがいさん」を次の世代に伝え、「助けて」と言える地域にしたい

### -現状と課題-

地域のつながりや近所づきあいが希薄化し、困りごとを抱えていても「助けて」と言えない風潮があります。そうした中、世帯の核家族化・単身化が進み、家族の相互扶助機能が低下し、個人が孤立しがちな状況があります。

また、コロナ禍において経済的に困窮している外国人からの相談も多かったことから、地域共生社会についても考える必要があります。

誰もが住みよい福祉のまちづくりをめざすには、お互いを認め合い、助け合っていく私たち一人ひとりの意識づくりや「助ける側」「助けられる側」ではなく、困った時はお互いに支えあいができる関係づくり（「おたがいさん」の地域づくり）の必要性が高まっています。

そのためどんなことに取り組んだらいいのか、自分にできることを皆で考える機会をつくり、福祉の芽生えを育てていきます。

### -行動計画-

#### ①地域共生社会の実現に向けた福祉教育、啓発活動の実施

「おたがいさん」の地域づくりに向けて、助け合いの必要性を学び、自分にできることを考える機会づくりに取り組みます。

- 1) 学校や地域の福祉団体と連携した福祉教育の推進
- 2) 地域共生社会に向けた福祉モデル校指定の推進
- 3) 福祉教育の推進に関する協議の場づくり
- 4) 福祉団体による福祉教育の実施支援
- 5) 「おたがいさん」の地域づくり出前講座の実施

## 基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～

### (1) 思いを語りながら、誰もが自由に集まり、学べる場がある地域にしたい

#### -現状と課題-

共働き世帯の増加により働きながら子育てを行う世帯も増加しています。また、退職後も働き続ける人も増えています。

現役世代等が多忙な日常を送る中で、地域のつながりが薄れ、地域に住む私たち自身が地域のことで感じていること、考えていることを伝え合う場や、共有する機会が少なくなっています。特に次世代を担う子どもたちを育む出会いや学びの場、親同士のつながりも減り、子どもを安心して育て、地域の様々な世代の人たちの経験や文化を伝える場も少なくなっています。

また、家庭に閉じこもったまま社会とのつながりが持てずにいる「ひきこもり」、障がいや病気のある親やきょうだいの介護や世話をしている「ヤングケアラー」など、これまで可視化されてこなかった課題が認識されるようになってきました。

既存の社会福祉協議会を構成する基盤や発想だけでは地域の福祉課題を解決することが難しくなっており、市民すべてが福祉のまちづくりのビジョンを共有し、多様な構成員と一緒に解決に向かって取り組んでいく必要があります。

#### -行動計画-

#### ①協議・協働のための話し合いの場づくり

地域の福祉課題共有のための話し合いの場づくりを行います。また、地域だけでは解決が困難な課題の解決に向け、福祉専門職や企業、NPO、行政を交えた協働のための話し合いの場づくりに取り組みます。

- 1) 地域福祉座談会の開催
- 2) 学区見守り支えあい推進委員会の開催
- 3) 地域福祉推進委員会の開催（市域）

#### ②日常生活圏域における多様な人が集う地域拠点づくり

福祉専門職と協働し、身近な地域で気軽に立ち寄ることができる場づくりに取り組みます。

- 1) 困りごとへの相談及び対応に向けた福祉専門職との連携の仕組みづくり

#### ③社会福祉法人等との連携強化

住民主体の地域福祉活動と専門職の連携・協働をめざして、社会福祉法人等に働きかけ話し合いの場をつくり、社会福祉法人等に地域福祉活動の情報提供などを行います。

- 1) 地域住民と専門職との出会いの場づくり
- 2) 社会福祉法人への地域活動の情報提供の実施

#### ④行政・関係機関との連携

地域福祉計画（行政計画）と連携するとともに企業、関係機関、団体との連携強化に取り組みます。

- 1) 企業・市民活動団体との福祉課題解決のためのネットワークづくり
- 2) 企業等との連携による困りごとの早期発見活動の推進（見守りあい協定締結等）
- 3) 福祉団体助成の実施
- 4) 団体事務局の受託（市民生委員児童委員協議会・市赤十字奉仕団）
- 5) 行政との情報共有のための地域福祉推進事務局会議の開催

#### ⑤身近な地域で子どもから大人までつながれる居場所づくりの推進

子どもから大人までが気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組みます。

- 1) 身近な地域の居場所づくり（自治会単位・学区単位）の推進
- 2) 子どもの居場所づくり（子ども食堂・学びや交流の場）の推進
- 3) 地域子育て支援拠点事業の実施
- 4) レクリエーション備品の貸出

### (2) 一人ひとりができることを生かして、喜びやつながりが実感できる地域にしたい

#### -現状と課題-

令和2年度に本市の75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に新型コロナウイルス感染拡大の影響についてアンケート調査を実施したところ、多くの方が心や身体に影響を受けていると回答しました。地域においても、閉じこもりがちな高齢者とのつながりが薄くなっているとの意見もあります。

障がいのある人や暮らしづらさを抱える人たちの生活課題が、コロナ禍においてますます深刻化しています。また、私たちの生活の中で実感できる精神的・物理的な「つながり」が薄れて、生活に希望が持てない人が増えています。

このような時だからこそ、身近な地域でお互いを気にかけて、声をかけ、つながりをつくる見守り支えあい活動がますます必要になっています。

また、支援を必要とする当事者ならではの思いを分かち合う交流の場や、社会で働くまでのステップとしての社会参加の場の拡充など、できることを地域で生かすことができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

## -行動計画-

### ①身近な地域の見守り支えあい活動の推進

市内でもひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、障がいのある人、ひきこもりの人等の中で支援を必要としてもSOSが出せない人も多く、民生委員・児童委員も把握が困難な状況です。

地域で支援を必要とする人の困りごとを早くに発見し、支援につなげるため、日頃から地域の気になる人とつながりを持ち、見守りができるよう自治会単位の見守り支えあい活動の組織化・活動支援を推進します。

- 1) 自治会単位の見守り支えあい活動の推進（新規支援・継続支援）
- 2) 学区域見守り支えあい推進会議の開催
- 3) 福祉協力員、民生委員・児童委員の活動支援
- 4) 自治会における福祉活動の継続支援
- 5) 移動外出支援車両（ささえあい号）貸出事業

### ②社会参加できる場づくりの推進

これまで社会とのつながりが持てなかった人が、人と人とのつながりの中で役割をもって過ごせるよう、企業や事業所等に働きかけ、社会参加の場づくりを推進します。

- 1) 社会参加できる場の拡大に向けた企業、事業所等との連携

### ③困りごとを抱えた人同士が安心して過ごせる居場所づくり

暮らしづらさを抱えた人が、同じ悩みを持っている人同士で交流し、ほっとできる居場所づくりを推進します。

- 1) 暮らしづらさを抱えた人の中間的な居場所づくり
- 2) ひきこもり当事者・家族の交流の場づくり
- 3) 学区域で介護者や障がいのある人同士等が交流できる場づくりの推進

### ④当事者組織の活動支援

当事者組織への情報提供や連携強化による、当事者への情報共有を推進します。

- 1) 当事者組織への情報提供、連携強化

## 基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～

### (1) 困った時に身近に相談できる人がいて、必要な人に支援が届く地域にしたい

#### -現状と課題-

近年地域住民が抱える課題がますます複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の生活課題への対応が困難になっています。地域住民から発せられたSOSは属性を問わず受け止め、解決に向けてスムーズに支援体制が組めるよう、行政をはじめ各種専門機関との連携をさらに強化し、課題を抱える相談者やその世帯への丸ごとの支援体制につなげていきます。

また、支援をスムーズに進めていくために、ふだんから地域住民自身が身近な地域住民の心配ごとを把握して、次につなげられる体制づくりを、学区社協をはじめ関係機関と行っていきます。

#### -行動計画-

#### ①つながりから困りごとを受け止め、スムーズに専門職につなげる仕組みづくり

民生委員・児童委員等と連携して、困りごとの早期発見及び身近な地域の相談の受け皿をつくるとともに、市社会福祉協議会の相談業務を通じて困りごとを抱えた人に寄り添い、必要に応じて関係機関につなぐ支援を行います。

- 1) 心配ごと相談事業の実施（平日の偶数日）
- 2) 地域における相談の受け皿づくり
- 3) 相談員研修会の開催
- 4) 福祉の困りごと相談（常設）及び市社会福祉協議会内部の部門間連携の強化
- 5) 生活困窮世帯支援事業（フード&暮らし必需品バンク）
- 6) 生活福祉資金貸付事務（市小口資金補助業務を含む）
- 7) 就労準備支援事業（市委託事業）
- 8) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- 9) 民生委員・児童委員等との連携強化

## (2) 暮らしを支えるコミュニティ基盤が持続できる地域にしたい

### -現状と課題-

少子高齢化、定年後の就労などの生活様式の変化等により、地域の担い手が不足していることから、従来の高度成長期に形成されたまちづくりの仕組み自体を地域住民が継承し続けることが難しくなっています。令和2年に学区ごとに集約した地域課題では、9割の学区からコミュニティ組織の課題が挙げられています。

また、生活困窮の若年層への広がりなどを背景に福祉課題が複雑多様化しています。さらには多発化・激甚化する自然災害もあいまって、地域住民の自然災害への対応を求める声が高まっています。今後、自治会をはじめとする地縁組織には福祉と防災への対応が避けられないものになっています。

そのため、今後5年で求められる地域ごとの課題解決に向けた協議を進め、取り組んでいくための基盤をしっかりと作っていく必要があります。

また、地域福祉の推進を使命とする市社会福祉協議会自身も、より信頼が得られるよう、体制強化が必要です。

### -行動計画-

#### ①見守り支えあいネットワークの推進

困っている人に早くに気づき、住民主体で「気になる人の発見」や「支援につなげる」取り組みを進めていけるよう、見守り支えあいネットワークを推進します。

- 1) 見守り支えあいネットワークの推進のためのアクションプランの作成と周知（行政、関係機関との連携）
- 2) 学区たすけあいサポートセンター（学区単位の生活支援活動）の体制づくり

#### ②複雑多様化する福祉課題に対する地域コミュニティの基盤づくり

福祉課題の解決は、まちづくり全体の課題であるため、福祉課題解決に向けて対応できる地域福祉推進の基盤づくりと学区ごとの福祉計画づくりを推進します。

- 1) 学区社協の活動支援・基盤強化
- 2) 学区（地区）ごとの福祉計画策定支援

#### ③災害支援の仕組みづくり

市内でも、災害の危険性の有無で温度差があるなど、災害に対する意識が十分とは言えません。いつ起こるか分からない災害に備えて、ICTを活用した災害時の迅速な情報共有ができる災害ボランティアセンターの体制づくりを進めます。また、日頃から気になる人を把握し、身近な地域の福祉活動と防災活動が連携できるよう取り組みを進めます。

- 1) 災害ボランティアセンターの運営体制づくり
- 2) 学区ごとの災害ボランティア受け入れ体制の強化
- 3) 当事者・支援団体を交えたネットワークづくりの推進
- 4) 福祉活動と防災活動の連携支援



#### ④社会福祉協議会の組織基盤強化

地域福祉推進力強化に向け職員体制の強化を図るとともに、市内社会福祉法人や福祉関係事業所と連携して、制度の隙間の困りごとを解決する仕組みづくりに取り組みます。

また、変わりゆく福祉課題の解決に向けて対応できるよう、企画力を持った職員を育成するとともに、市社会福祉協議会が、近江八幡市内の福祉職場等で活躍する福祉人材を育成し、信頼できる法人になれるよう取り組みます。

加えて、地域福祉活動を持続可能なものとするため、社会福祉協議会の善意銀行や共同募金等の在り方検討を行い、寄付意識の醸成や財源確保のための取り組みを行います。

こうした市社会福祉協議会の基盤強化推進のため、地域福祉を推進する中核的な団体としての市社会福祉協議会の経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務に関する具体的な取り組みを明らかにした中期経営計画としての「近江八幡市社会福祉協議会発展強化計画」の策定に取り組みます。

社会福祉制度の動向、地域生活課題の現状、福祉サービスの整備状況、住民参加の取り組みの状況等の外部環境や市社会福祉協議会の組織体制、事業の内容、職員等の事業推進体制、財務状況等の内部環境を十分把握・検討したうえで「近江八幡市社会福祉協議会発展強化計画」を策定し、進行管理を行っていきます。

- 1) 地域福祉推進体制の強化
- 2) 地域福祉活動の持続可能な推進のための財源確保
- 3) 「近江八幡市社会福祉協議会発展強化計画」の策定と進捗管理、コンプライアンスの徹底

# 地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿

## 1) 地域福祉推進委員会設置要綱

### 地域福祉推進委員会設置要綱

#### (設置)

第 1 条 近江八幡市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に準拠して、近江八幡市における地域福祉推進の量的評価と質的評価を行い、次期計画に盛り込む課題の掘り起こしと共有を行うことを目的として地域福祉推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の掲げる事項について業務を担う。

- (1) 地域福祉活動計画の進捗状況の管理に関すること
- (2) その他情勢に応じて地域福祉推進に必要と認められる事項

#### (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に属する委員 25 名以内で構成し、社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会長が委嘱する。

- (1) 地域住民組織の代表者 （6 名程度）
- (2) 各種団体の代表者 （2 名程度）
- (3) 福祉サービス事業所の代表者 （4 名程度）
- (4) ボランティア団体の代表者 （4 名程度）
- (5) 学識経験者 （必要に応じて 1 名程度委嘱）
- (6) 関係行政機関の職員 （2 名程度）
- (7) その他会長が認めた者 （必要に応じて委嘱）

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし再任をさまたげない。

2 委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任の残任期間とする。

#### (委員および副委員長)

第 5 条 委員長および副委員長は、委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 委員会には必要に応じ、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員会の委員および部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、市社協において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

## 2) 令和3年度 地域福祉推進委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

◎：委員長、○：副委員長

所属・職名	委員名
金田学区社会福祉協議会	◎中江 しげ子
安土地区社会福祉協議会	重野 昭
北里学区自治連合会	○仲江 九市
島学区まちづくり協議会	大西 實
岡山学区民生委員児童委員協議会	辻 行延
地域福祉推進員	大橋 実宣
学区域生活支援活動 生活支援グループさぼーとむさの輪	大林 喜宏
自治会単位見守り支えあい活動 千僧供見守り支え愛の会	甲斐 恵子
学区域居場所づくり 八幡学区社会福祉協議会	中守 信子
近江八幡市障がい児者保護者連絡会	東 千秋
ボランティア団体 ワールドアミーゴクラブ	吉積 尚子
ボランティア活動者 中間的居場所「ねこの手」活動協力者	三谷 豊
子ども食堂実施団体 むさっ子食堂	金澤 満
社会福祉法人しみんふくし滋賀	成瀬 和子
社会福祉法人連絡会 おか・きた安心ネット	野々村 美幸
社会福祉法人きぬがさ福祉会	瀬川 正樹
支援センターごごみ	山本 幾久代
福祉保険部長寿福祉課	野島 崇史
福祉保険部福祉政策課	上田 敏貴
学識経験者 龍谷大学短期大学部 学部長 (アドバイザー)	中根 真